

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定す

るものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、「R6サブスクリプションサービス顧客満足度調査等業務仕様書」とおりとする。

R6 サス クビアカツヤカミキリ生息状況調査等業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、被害木の管理者が自ら防除・拡散防止などの対策を取れるようにするため、県内における本種の生息状況（被害状況）を把握するとともに、被害木管理者へ普及啓発する事を目的とする。

2 履行期間

委託契約締結日から令和7年2月25日まで

3 履行場所

徳島県（主に鳴門市、阿波市、上板町、板野町、藍住町）（図1）

4 業務内容

（1）クビアカツヤカミキリ生息状況（被害状況）補足調査

令和5年度の調査結果を補足することを目的とし、既存の調査データの収集及び2日程度の現地調査により、サクラ等におけるクビアカツヤカミキリの被害発生状況のデータを取得し、令和5年度の結果に追加しとりまとめる。

- ・現地調査については、既存の被害疑いの報告等から適切に調査範囲を設定する。
- ・新規に確認した被害木のデータは、管理者への周知・普及啓発に活用するため、具体的な所在地の特定が可能な形でとりまとめる。

（2）被害木管理者への普及啓発

令和5年度に作成した普及啓発資料を用い、被害木管理者の防除対策を促す。

- ・普及啓発資料の印刷を行う。（コート紙A4両面カラー、1000部想定）
- ・県担当者に同行し、鳴門市、阿波市、上板町、板野町及び藍住町の関係課に普及啓発を行う。
- ・サクラが多く生育しており、被害拡大のおそれがある施設の管理者に対しては、個別に普及啓発を実施する。

※令和5年度の成果物については、県担当職員が認めた場合に限り、徳島県生活環境部サステナブル社会推進課にて閲覧可能とする。

5 業務の実績報告

業務完了報告書に、次の内容を記載した書類を添付して完了報告を行うこととする。
なお、以下の内容は1つの書類にまとめて記載しても差し支えない。

（1）調査内容・概要を説明する資料

(2) 被害木のとりまとめデータ（リスト化やマッピング等）

6 成果物

(1) 業務完了報告書添付書類 2部

(2) 業務の成果を収納した電子媒体（CD-R等） 1式

7 打合せ協議

受注者は、業務着手時に業務の仕様や計画等、完了時に調査結果等について打合せ協議を実施すること。その他、打合せ協議が必要となった場合は実施することとする。

8 業務上の留意事項

(1) 委託業務の実施において、当該業務の趣旨を踏まえ、より高い効果が期待されるときは、必要に応じて業務の内容を変更して実施できるものとするが、その場合は事前に県担当者と協議したうえで決定すること。

(2) 業務で知り得た情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し、適正に管理し取り扱うこと。

(3) 当該委託業務の経費の用途を示す会計関係帳簿類を備えておくこととし、委託業務完了後5年間保存すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、県担当者と協議の上決定すること。

図1 履行場所

